

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成26年3月17日

【会社名】 株式会社京王ズホールディングス

【英訳名】 KEIIOZU HOLDINGS COMPANY

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 横江 実

【本店の所在の場所】 宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号 仙都会館ビル7階

【電話番号】 022(722)0333

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 湯瀬 昭宏

【最寄りの連絡場所】 宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号 仙都会館ビル7階

【電話番号】 022(722)0333

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 湯瀬 昭宏

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当2,100,016,800円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年2月28日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、一部を訂正するため及び平成26年3月17日に四半期報告書を東北財務局長に提出したことに伴い、「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」に関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫線で示してあります。

第三部【追完情報】

2．事業等のリスクについて

(訂正前)

第三部 組込情報の有価証券報告書（第21期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成26年1月31日提出）、本有価証券届出書提出日（平成26年2月28日）までの間において変更および追加がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」を変更箇所のみ記載したものであり、変更および追加箇所は下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成26年2月28日）現在においてもその判断に変更はありません。

< 中略 >

3．最近の業績の概要

< 以下省略 >

(訂正後)

第四部 組込情報の有価証券報告書（第21期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成26年1月31日提出）、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成26年3月17日）までの間において変更および追加がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」を変更箇所のみ記載したものであり、変更および追加箇所は下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成26年3月17日）現在においてもその判断に変更はありません。

< 中略 >

3．最近の業績の概要の全文削除

第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 平成24年11月1日 至 平成25年10月31日	平成26年1月31日 東北財務局長に提出
---------	----------------	-------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 平成24年11月1日 至 平成25年10月31日	平成26年1月31日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第22期第1四半期)	自 平成25年11月1日 至 平成26年1月31日	平成26年3月17日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年3月17日

株式会社京王ズホールディングス
取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂	木	秀	俊
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山	中	康	之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社京王ズホールディングスの平成25年11月1日から平成26年10月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年11月1日から平成26年1月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年11月1日から平成26年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社京王ズホールディングス及び連結子会社の平成26年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年2月28日開催の取締役会において、株式会社ノジマとの業務資本提携及び株式会社ノジマに対する第三者割当による新株式の発行を決議した。
 - 重要な後発事象に記載されているとおり、会社株主より平成26年3月7日付で、上記新株式発行を差止める仮処分命令の申立てが行われた。
 - 重要な後発事象に記載されているとおり、平成26年3月10日に株式会社ノジマより、上記新株式発行について、払込期日である平成26年3月31日には払込みを行わない旨の開示がなされた。
- 当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成25年10月31日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表は、前任監査人によって四半期レビューが実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成25年3月13日付けで無限定の結論を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。